# 吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務 公募型プロポーザル事業者募集要項

# Ⅰ 趣旨

子育て支援情報を広く市民に周知することを目的とした市民向けの情報誌(以下「冊子」という。)を発行します。この業務において本市が監修を担当し、事業者が発行を担当することを定めた協定を締結します。本募集要項はその事業者を選定するのに必要な手続等を定めています。なお、発行に関する費用に関しては事業者が企業の広告(以下「広告」という。)を掲載することで賄い、本市は費用負担を負いません。

# 2 業務概要

(I) 業務名

吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務

(2) 業務内容

吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務仕様書のとおり

(3) 協定期間

協定書締結日から令和 10年 12月 31 日まで

- (4) 配布資料
  - ア 吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザ ル事業者募集要項(本募集要項)
  - イ 別紙 | 「吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務審査評価項目」
  - ウ 別紙2「吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務仕様書」
  - 工 別紙3「吹田市広告掲載要領」
  - 才 別紙4「吹田市広告掲載基準」

### 3 参加資格等

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての 条件を満たす者とします。また、本公募型プロポーザルに参加する提案者(以下 「提案者」という。)は、協定締結日までの間に参加資格の要件を満たさなくなっ た場合は、その参加資格を失うものとします。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 | 6 号)第 | 67 条の 4 第 | 項の規定 に該当しないこと。
- イ 吹田市指名停止措置要領(平成 | 6 年4月 | 日制定)に基づく指名停止の 措置を受けていないこと。
- ウ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 24年 II 月 I3 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。 また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- エ 会社更生法(平成 | 4 年法律第 | 154 号)又は民事再生法(平成 | 1 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- オ 本市又は他の自治体で官民協働冊子の発行を行った実績があること。

カ 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。 また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

# (2) 参加にあたっての留意事項

# ア 参加条件等の承諾

提案者は、提出書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したもの とみなします。

# イ 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。 ただし、業務の一部について委託する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、 承諾を得るものとします。

# (3) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、本市が提案された内容について補足書類の提出を求めた時も同様とします。

# (4) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

#### (5) 費用負担

本公募型プロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。

# 4 提案募集スケジュール概要

| 項番  | 手続等                  | 期限等                     |
|-----|----------------------|-------------------------|
| - 1 | 募集関係資料の配布及び参加表明書等の受付 | 令和7年     月   10日 (月) から |
|     | (募集期間)               | 同年 12 月 19 日(金)まで       |
| 2   | 質疑書の提出               | 令和7年11月10日(月)から         |
|     |                      | 同年 12月5日(金)まで           |
| 3   | 質疑書の回答               | 令和7年12月12日(金)           |
| 4   | 参加資格通知               | 令和7年12月24日(水)           |
| 5   | 提案書の提出               | 令和8年1月9日(金)から           |
|     |                      | 同年   月   6 日(金)まで       |
| 6   | 審査予定日                | 令和8年1月29日(木)            |
| 7   | 審査結果通知               | 令和8年2月10日(火)予定          |
| 8   | 協定締結予定日              | 令和8年2月16日(月)予定          |

# 5 募集要項の配布期間及び配布方法

# (1) 配布期間

令和7年11月10日(月)から同年12月19日(金)まで (平日9:00から17:00まで)

# (2) 配布場所

吹田市児童部子育て政策室(低層棟2階211番窓口)

#### (3) 配布方法

紙媒体で配布するほか、本市ホームページからもダウンロード可能です。

# 6 応募及び参加の手続

(1) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式とします。提出された提案書等を審査し、評価を行いま す。

(2) 参加表明、資格審查提出書類

ア 提出期間

令和7年11月10日(月)から同年12月19日(金)まで (平日9:00から17:00まで)

※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付を行いません。

#### イ 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル事業者募集参加表明書(様式第 | 号)
- (イ) 法人概要書(様式第2号)
- (ウ) 直近の類似業務の実績を証明する協定書等の写し 本募集要項「3(I) 参加資格 オ」に基づくもの
- (工) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※写し可、直近 | 年分
- (オ) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)※写し可、発行後3か月以内
- (カ) 法人税・消費税の納税証明書(その3の3)※写し可、発行後3か月以内、直近年度のもの
- (キ) 暴力団員、暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約書(様式第3号)
- ※(オ)から(キ)について、吹田市の入札参加有資格者名簿登載事業者の場合は不要です。
- ウ 提出場所

吹田市児童部子育て政策室(低層棟2階211番窓口)

- 工 提出方法
  - (ア) 持参の場合

令和7年11月10日(月)から同年12月19日(金)まで (平日9:00から17:00まで)

(イ) 郵送の場合

書留等の配達した記録が残る方法に限ります。

(令和7年12月19日(金)必着)

(3) 参加資格通知

令和7年12月24日(水)17:00までに電子メールにより通知します。また、同時に書面による通知も行います。参加資格がない場合についても通知を行います。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和7年11月10日(月)から同年12月5日(金)まで (平日9:00から17:00まで)

イ 質問回答日

令和7年12月12日(金)17:00までに通知します。

- ウ 質問送信先及び留意事項等
  - (ア) 送信先

吹田市児童部子育て政策室

E-mail: kodomo\_sesk@city.suita.osaka.jp

(イ) 件名

必ず「吹田市子育て支援情報に関する冊子のプロポーザルに係る質問」と してください。

- (ウ) 留意事項
  - a 質問は電子メールでの受付のみとします(電話·FAX での質問は不可。)。 質問事項は、質問書(様式第4号)に記入してください。
  - b 回答は質問回答日に全ての提案者に対して電子メールで行います。本市 からメール回答後、受信確認のため、回答受取の旨をメールにて返信して ください。
- (5) 提案辞退

やむを得ず辞退する場合、速やかに提案辞退届(様式第5号)を提出してください。なお、提案辞退によるペナルティは生じませんが、本公募型プロポーザルの正常な執行を妨げることの無いよう、安易な参加表明は厳に慎んでください。

# 7 提案方法

- (1) 提案書等の提出
  - ア 提出期限

令和8年 | 月9日(金)から同年 | 月16日(金)

(平日9:00から17:00まで)

<u>※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付</u> を行いません。

イ 提出書等の内容

別紙 I 「吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務審査評価項目」のとおり。

- ウ 提出書類
  - (ア) 提案書10部(A4サイズ。会社名は記載しないこと。様式は自由です)
  - (イ) 本市又は他の自治体で直近に発行した冊子10部 本募集要項「3(1) 参加資格 オ」に基づくもの
- 工 提出場所

吹田市児童部子育て政策室(低層棟2階211番窓口)

- 才 提出方法
  - (ア) 持参の場合

令和8年 | 月9日(金)から同年 | 月16日(金)まで (平日9:00から17:00まで)

(イ) 郵送の場合

・ 書留等の配達した記録が残る方法に限ります。(令和8年1月16日(火)必着)

(2) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その提案者の提案は無効とします。

- ア 協定候補者の選定時点において本募集要項「3 参加資格等」に掲げる資格 のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が 提案したとき。
- オ 本市の費用が発生する提案を行ったとき。

### (3) 審査

本市が設置する「吹田市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査します。 審査予定日は令和8年1月29日(木)です。

# 8 審査・選定方法

(1) 最優秀提案事業者等の選定機関

提案書及び本市又は他の自治体で直近に発行した冊子を選定委員会で評価します。

- (2) 最優秀提案事業者の決定方法
  - ア 各選定委員の持点は100点とし、提案書及び本市又は他の自治体で直近に発 行した冊子を審査します。
  - イ 提案書及び本市又は他の自治体で直近に発行した冊子の採点は本募集要項 の「7 提案方法」で掲げる提案書の内容の各項目が優れているか、妥当であ るか等の判断に基づいて行います。
  - ウ 選定委員会の各委員が評価点(審査基準に基づき採点した点数の合計点)による順位付けを行い、I位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とし、次に多い者を次点者とします。

I位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、 2位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者、次に多い者を次点者 とします。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、委員長の決す るところによります。

ただし、各委員の持ち点100点のうち、平均60点以上を獲得し、かつ審査項目「I レイアウト」及び「2 冊子内容」においては平均5割以上を獲得していることを 条件とします。

# (3) 事業者選定及び発表の方法

#### ア 選定方法

選定委員会において審査を実施し、最優秀提案事業者を協定候補事業者として 選定します。ただし、最優秀提案事業者が協定締結までに特別な事由等により協 定が不可能となった場合においては、次点者と協定締結の交渉を行うものとしま す。

# イ 発表方法

選定結果は、令和8年2月10日(火)17:00(予定)までに電子メールにより通知を行います。また、同時に書面による通知を行います。なお、選定結果については、後日、本市ホームページ上でも公表します。

最優秀提案事業者として決定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に説明を求めることができます。

### 9 その他失格事項

提案者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とします。

- (I) 本募集要項「7提案方法(2)提案の無効に関する事項」に該当したとき。
- (2) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (3) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開 示すること。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

# 10 提案者が | 者又はない場合の取扱い

- (I) 提案者が I 者の場合でも本公募型プロポーザルは実施することとし、提案書等の審査を行います。各委員の持ち点 I 00点のうち平均60点以上を獲得し、かつ審査項目「I レイアウト」及び「2 冊子内容」においては平均5割以上を獲得している場合、その提案者を協定候補事業者として選定します。
- (2) 提案者がない場合、本公募型プロポーザルは取りやめとします。再度募集については選定委員会において検討を行うこととします。

# | | その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

同法律では、第4章において、個人情報取扱事業者等の義務等として、利用目的による制限(第18条)、適正な取得(第20条)などが定められています。

また、第 66 条等において、個人情報の取扱いの事務の委託を受けた者及びその従事者の個人情報保護に関する義務が規定されており、協定事業者においても同条の規定が適用されます。

(2) 広告掲載要領及び基準

別紙3「吹田市広告掲載要領」及び別紙4「吹田市広告掲載基準」の定めを遵 守してください。

(3) 情報公開

協定事業者が業務を行うにあたり、作成又は取得した文書等で協定事業者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程を定めるなど適正な情報公開に努めてください。

(4) 守秘義務

協定事業者が業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、 自己の利益のために使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様と します。

#### |12 | 問合せ先

吹田市児童部子育て政策室 庶務担当

〒564-8550 吹田市泉町 | 丁目3番40号

電話:06-6384-1491 FAX:06-6368-7349

E-mail: kodomo\_sesk@city.suita.osaka.jp